

## 互いの気づきがチームになる！

山形市では、高齢者の安全・安心と自立支援に向け、ケアマネジャーもしくは薬剤師の気づきや情報を起点として、主治医をはじめとする他の医療機関との連携を促進し、よりやりとりしやすい環境を構築できるよう、市薬剤師会・居宅介護支援事業所連絡会など関係機関の代表者と課題の対応策や具体的な取組について協議してまいりました。その取組のひとつとして、まずはケアマネジャーと薬剤師の役割等を互いに理解し合うことが“よりやりとりしやすい環境”へ繋がると考えこのチラシを作成しました。

## ケアマネジャー

ケアマネジャーは、高齢者等の可能な限り自立した生活を支援するうえで、介護サービス事業者や主治医、ご家族などがスムーズにつながるための結節点となり調整する役割を担います。



高齢者等の安全安心を  
チームで支えます！



介護サービス



ご家族・近隣



主治医

## 薬剤師

薬剤師は、病気の治療や健康維持に欠かせないお薬の専門家として、高齢者等をはじめ1人1人の治療や健康管理に必要な薬の適正使用のため、アドバイスや支援をする役割を担います。

## ケアマネジャーにお任せください！

## 介護サービス計画の作成

高齢者等が介護保険のサービスを受けられるように、介護サービス計画※（ケアプラン）を多職種協働により検討し作成します。

※サービス等をどのような目的で利用するかを記載した計画書のこと。

## 関係機関との連携調整

利用する事業所や医療機関、地域関係者と連絡を取り合い、介護サービス計画に記載された目標が達成できるように調整を行います。心身状態の変化や転倒などのアクシデントがあった時は、原因を探るため服薬内容の確認や他に原因がないかを確認しています。

## サービス担当者会議

介護サービス計画原案を作成し、サービス調整を行った後、サービス担当者（医療・介護等）を集めて計画内容を検討する会議を開きます。この会議は、利用者の状態像の変化などにより、計画を変更する際にも開きます。

## 定期的な訪問

毎月※自宅を訪問し、状況を確認します。必要に応じて、介護サービス計画の見直しを行います。※要介護者の場合は毎月訪問、要支援者の場合は3ヶ月に1回程度訪問を実施。

## 薬の一化化

残薬、飲み間違いが多い場合は医師に確認のうえ、薬をまとめて一化化できます。（保険請求あり）

処方箋がなくてもできるので院内処方薬や他の薬局で調剤された薬をまとめて薬局に持ってきていただければ対応します。

## 定期的な訪問

居宅療養管理指導により、患者様の薬の使用状況、効果・副作用や体調・生活状況を定期的に訪問し、主治医、ケアマネジャーなど関係者に情報を共有します。（保険請求あり）

## 医師と連携して調剤

残薬があれば日数の調整を医師に提案して患者負担を減らします。

嚥下困難などで飲みにくい薬があれば剤型または薬剤変更を提案します。（保険請求の場合あり）

## 薬の一元管理

かかりつけ薬局、かかりつけ薬剤師を利用することで複数の医療機関に受診されている患者様の薬を一元管理します。副作用や薬の重複がないかを確認します。（保険請求あり）

## 連携プレーのご紹介

## ケアマネジャー → 薬剤師

1 薬の飲み込みが困難になった方についてケアマネジャーから薬剤師に相談し、薬の形状変更や簡易懸濁（かんいけんたく）※などについてアドバイスがあり、薬剤師から主治医へ相談することでスムーズに調整がなされ、適切な処方により服薬ができるようになった。※薬をつぶさず、そのまま温湯に入れ、崩壊・懸濁させて経管投与方法のこと。

## 薬剤師 → ケアマネジャー

2 複数の診療所に通院しており、それぞれで体の不調を同様に訴え、痛み止めを別々に処方されていた方で、お薬手帳を薬局に持参した時に薬剤師が重複処方されている薬に気が付き、薬局間で連絡を取り合い調整がうまくいった。

## ケアマネジャー → 薬剤師

3 便秘の症状があり「酸化マグネシウム」が1日3回分処方され、服薬調整は本人に任せると主治医から指示があり、うまく調整できずにいた時に、ケアマネジャーから薬剤師による居宅療養管理指導を依頼したところ、すぐに便秘が解消し、毎朝定時に排便ができるようになった。

## 薬剤師 → ケアマネジャー

4 認知症の診断がついておらず薬の管理が難しくそうな高齢者に薬局の薬剤師が気が付き、地域包括支援センターに連絡をして自宅に訪問してもらった。その際、残薬が沢山見つかり、薬局が介入することになり、薬の服薬状況が改善された。

## 担当ケアマネの連絡先等を薬剤師へ伝える工夫例

- 利用者の「お薬手帳」に名刺を入れてもらっている。
- 利用者の受診に同行した際に薬局へも同行し、連絡先等を伝えている。
- 電話をじたり、薬局の近くを通った際に伝えている。

気になったこと  
などあれば連絡  
できるので  
安心です！



# 連携に役立つツール

お薬手帳は、使用しているお薬の名前や使い方などに関する情報を、過去のアレルギーや副作用の経験の有無と併せて、時系列で記録するためのものです。



『お薬手帳』が役に立ちます！

ケアマネジャー、薬剤師の双方で、高齢者等に日頃から声をかけをし、提示することの大切さをとお伝えください。

- ポイント1** 利用する薬局には必ずお薬手帳を提示して薬を処方してもらうことが大切です。
  - 高齢者等ご本人と関わる方々が共通した情報を共有できます。
- ポイント2** 複数の医療機関で処方された薬を1冊のおくすり手帳にまとめて管理することが大切です。
  - 情報の一元化により、重複処方や飲みあわせの悪い組み合わせなどを防ぐことなどにもつながります。
- ポイント3** 担当ケアマネジャーの名前を書いておくことが大切です。
  - 日常だけではなく、緊急時や入院時などにも関係者間の連携に役立ちます。

## こんな時にご相談を

- 想定以上の残薬がある
- 飲み忘れ・飲み間違い、飲みにくさなどがある
- 病気や薬によるADL・QOLへの影響がありそう（ふらつき、転倒、活動性低下、食欲不振など）
- 複数の医療機関を受診している
- 複数の薬局から薬をもらっている
- 6種類以上の薬を服薬している
- 市販薬やサプリメントを服用している



主治医、薬剤師へ相談してみましょう！



薬剤師に相談し、チェックしましょう！



担当ケアマネジャーへ相談してみましょう！

相談先に迷う場合などはお近くの地域包括支援センターまでご連絡ください。



- 居宅療養管理指導による支援の必要性がある
- 一人暮らしなどで、正しく服薬できているか不安
- 日常生活や介護サービス利用時にふらつきなどの薬の副作用が起きていないかなど客観的な情報を得たい
- 小銭があるのにいつもお札のみで支払いを行う（認知症の兆候かも）

## 相談先はこちら

### 居宅介護支援事業所等

ケアマネジャーが所属する事業所は3種類あります。  
 ①居宅介護支援事業所  
 ②小規模多機能型介護事業所  
 ③看護小規模多機能型介護事業所

連絡先は「山形市内介護保険指定事業所の案内」を参照ください。



右のQRコードをスマートフォン等で読み取ってください。



### 地域包括支援センター

地域包括支援センターは、地域の身近な高齢者総合相談窓口として山形市が業務を委託しています。また、介護予防支援事業所として、介護予防サービス等のケアマネジメント業務を行っています。

連絡先は「山形市公式ホームページ」を参照ください。



右のQRコードをスマートフォン等で読み取ってください。



### 薬局

かかりつけの薬局へご相談ください。

どこに相談したらよいかわからない場合は、市薬剤師会までご連絡ください。

\*山形市薬剤師会事務局  
 TEL023-616-5101  
 FAX023-616-5102

担当のケアマネジャーがどなたか分からない場合は、山形市役所までご連絡ください。担当部署で確認を行い、担当ケアマネジャーより薬局等へ連絡してもらうよう調整します。

【福祉推進部介護保険課 TEL641-1212 認定第一係・認定第二係（内線844・842）】

このチラシについての問い合わせ先



山形市福祉推進部長寿支援課

TEL023-641-1212 地域包括支援係（内線564・565）